

(名称)

第 1 条

本会は、「兵庫県道路メンテナンス会議」（以下、「本会議」という。）と称する。

(目的)

第 2 条

高度経済成長期に整備された大量の社会資本が、今後、急速に老朽化することを踏まえ、近い将来に大きな負担を生じることがないように老朽化対策を着実に推進する必要がある。

本会議は、道路法第 28 条の 2 の規定に基づき設置するもので、兵庫県内の各道路管理者が、道路の維持管理についての情報共有や課題への連携を深め、道路施設の適切な維持管理を図る仕組みづくりと体制を構築することを目的とする。

(事業)

第 3 条

本会議は、第 2 条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 道路施設の維持管理に係る意見調整・情報共有に関すること。
- (2) 道路施設の点検、修繕計画等の調整に関すること。
- (3) 道路施設の損傷事例や技術基準類等の共有に関すること。
- (4) その他、本会議の目的を達成するために必要な事項。

(組織)

第 4 条

- 1 本会議は、第 2 条の目的を達成するため、兵庫県内における高速自動車国道、一般国道、県道及び市町道の各道路管理者及び本会議が必要と認めるもので組織する。
- 2 本会議には、会長及び副会長を 5 名置くものとし、構成は「別表－1」のとおりとする。
ただし、必要に応じ会長が指名するものの出席を求めることができる。
- 3 会長に事故等があるときは、副会長がその職務を代行する。
- 4 本会議には、高速自動車国道、一般国道、県道及び市町道の各道路管理者等の代表者からなる、幹事会を置くものとし構成は「別表－2」のとおりとする。
ただし、必要に応じ会長が指名するものの出席を求めることができる。
- 5 本会議における下部組織として高速自動車国道、一般国道、県道及び市町道の各道路等管理者の代表者からなる跨道橋連絡会議を置くものとする。

なお、跨道橋連絡会議会則は別途定めるものとする。

- 6 本会議における下部組織として高速自動車国道、一般国道、県道及び市町道の各道路管理者等の代表並びに近畿運輸局、道路と交差する鉄道事業者からなる道路鉄道連絡会議を置くものとする。

なお、道路鉄道連絡会議規約は別途定めるものとする。

- 7 本会議における下部組織として高速自動車国道、一般国道、県道及び市町道の各道路管理者及び地下占用物件の占有者からなる地下占用物連絡会議を置くものとする。

なお、地下占用物連絡会議規約は別途定めるものとする。

(幹事会)

第5条

幹事会は、会長の招集により開催するものとし、次の事項について調整する。

- (1) 本会議の運営全般についての補助、会員相互の連絡調整
- (2) 本会議における協議議題の調整
- (3) 規約の策定・改正・廃止等に係る調整
- (4) その他、本会議の運営に際し必要となる事項の調整

(書面決議)

第6条

本会議において議決が必要な場合、会長の判断により、本会議を開催せずに書面評決により議決することができ、多数決をもって成立とする。

(事務局)

第7条

- 1 会議の運営に関わる事務を行わせるため、事務局を置く。
- 2 事務局は、主担当及び副担当を置くものとし、構成は「別表－1」のとおりとする。

(規約の改正)

第8条

本規約の改正等は、本会議の審議・承認を得て行うことができる。

(その他)

第9条

本規約に定めるもののほか必要な事項はその都度協議して定めるものとする。

(附則)

本規約は、平成 26 年 6 月 26 日から施行する。
本規約は、平成 26 年 12 月 19 日に改正する。
本規約は、平成 27 年 6 月 01 日に改正する。
本規約は、平成 28 年 1 月 20 日に改正する。
本規約は、平成 28 年 6 月 27 日に改正する。
本規約は、平成 29 年 1 月 16 日に改正する。
本規約は、平成 29 年 6 月 29 日に改正する。
本規約は、平成 30 年 7 月 20 日に改正する。
本規約は、令和 元年 7 月 22 日に改正する。
本規約は、令和 2 年 8 月 4 日に改正する。
本規約は、令和 3 年 9 月 14 日に改正する。
本規約は、令和 4 年 7 月 27 日に改正する。
本規約は、令和 5 年 7 月 24 日に改正する。
本規約は、令和 6 年 9 月 27 日に改正する。
本規約は、令和 7 年 10 月 10 日に改正する。

兵庫県道路メンテナンス会議 本会議名簿

会員

	所 属	役職	備考
国	国土交通省 近畿地方整備局 兵庫国道事務所	所長	会 長
	〃 〃 姫路河川国道事務所	所長	副会長
	〃 〃 豊岡河川国道事務所	所長	副会長
県	兵庫県 土木部 技術企画課	課長	
	〃 〃 道路企画課	課長	
	〃 〃 道路保全課	課長	副会長
	〃 〃 道路街路課	課長	
	〃 〃 道路街路課	街路 担当 班長	
市町	神戸市 建設局 道路工務課	課長	副会長
	姫路市 建設局 道路管理部 長寿命化対策課	課長	副会長
	尼崎市 都市整備局 土木部 橋りょう維持担当	課長	
	明石市 都市局 道路安全室 道路整備課	維持・保全 担当課長	
	西宮市 土木局 道路部 道路補修課	課長	
	洲本市 都市整備部 建設課	課長	
	芦屋市 都市政策部 都市基盤室 基盤整備課	課長	
	伊丹市 都市交通部 道路室 道路保全課	課長	
	相生市 建設農林部 都市整備課	課長	
	豊岡市 都市整備部 建設課	次長兼課長	
	加古川市 建設部 道路保全課	課長	
	赤穂市 建設部 土木課	土木担当部長 課長	
	西脇市 建設水道部 工務課 土木課	課長	
	宝塚市 都市安全部 建設室 道路維持管理担当	課長	
	三木市 都市整備部 道路河川課	課長	
	高砂市 都市創造部 土木建設室 道路公園課	課長	
	川西市 土木部 道路整備課	課長 (道路補修 担当)	
	小野市 地域振興部 道路河川課	課長	
	三田市 まちの再生部 地域整備室 道路河川課 都市整備部 建設課	課長	
	加西市 建設部 土木課	課長	
	丹波篠山市 まちづくり部 地域整備課	課長	
	養父市 まち整備部 建設課	課長	

	丹波市 建設部 道路 整備 河川課	課長	
	南あわじ市 産業建設部 建設課	課長	
	朝来市 都市整備部 建設課	次長兼課長	
	淡路市 都市整備部 建設課	課長	
	宍粟市 建設部 建設課	次長兼課長	
	加東市 都市整備部 土木課	課長	
	たつの市 都市建設部 建設課	参事兼課長	
	猪名川町 まちづくり部 建設課	課長	
	多可町 建設課	理事兼課長	
	稲美町 地域整備部 土木課	課長	
	播磨町 都市基盤部 土木課	課長	
	市川町 建設課	課長	
	福崎町 まちづくり課	課長	
	神河町 建設課	課長	
	太子町 経済建設部 まちづくり課	課長	
	上郡町 建設課	課長	
	佐用町 建設課	課長	
	香美町 建設課	課長	
	新温泉町 建設課	課長	
財団	(公益財団) 兵庫県まちづくり技術センター	常務理事兼まちづくり推進部長	
公社	兵庫県道路公社 技術部	副部長	
	神戸市道路公社 道路管理部 管理課	課長	
高速 道路 会社	西日本高速道路株式会社 関西支社 神戸高速道路事務所	所長	
	〃 〃 大阪高速道路事務所	副所長	
	〃 〃 福崎高速道路事務所	副所長	
	〃 〃 福知山高速道路事務所	副所長	
	〃 〃 姫路高速道路事務所	副所長	
	〃 〃 第二神明道路事務所	副所長	
	西日本高速道路株式会社 中国支社 津山高速道路事務所	副所長	
	阪神高速道路株式会社 神戸管理・保全部 保全管理課	課長 保全工事 担当部長	
	本州四国連絡高速道路株式会社 神戸管理センター	所長	
	〃 鳴門管理センター	副所長	

オブザーバー

	所 属	役職	備考
国	国土交通省 近畿地方整備局 道路部	道路保全企画官	
	〃 〃 〃	道路構造保全官	
	〃 〃 〃	道路構造保全官	
	〃 〃 〃	道路構造保全官	
	〃 〃 地域道路課	課長	
	近畿道路メンテナンスセンター	センター長	
高 速 道 路 会 社	西日本高速道路株式会社 関西支社 保全サービス統括課	課長代理	
	西日本高速道路株式会社 関西支社 保全サービス統括課		
	阪神高速道路株式会社 保全交通部 保全調整・点検課 保全計画課	担当課長 主任	

事務局

	所 属	役職	備考
国	国土交通省 近畿地方整備局 兵庫国道事務所	総括保全対策官	主担当
	〃 〃 兵庫国道事務所 管理第二課	課長	担当
	〃 〃 兵庫国道事務所 管理第二課	専門職	担当
	〃 〃 兵庫国道事務所 管理第二課	修繕係長	担当
	〃 〃 姫路河川国道事務所 道路管理第二課	課長	副担当
	〃 〃 姫路河川国道事務所 道路管理第二課	保全企画係長	副担当
	〃 〃 姫路河川国道事務所 道路管理第二課	専門員	副担当
	〃 〃 豊岡河川国道事務所 道路管理課	課長	副担当
	〃 〃 豊岡河川国道事務所 道路管理課	保全対策官 専門官	副担当
	〃 〃 豊岡河川国道事務所 道路管理課	維持修繕係長	副担当
県	兵庫県 土木部 道路街路課 国道・橋梁班	職員	副担当
	兵庫県 土木部 道路街路課 街路班（市町道担当）	職員 副主任	副担当
	〃 〃 道路保全課 保全班（橋梁担当）	主査 副主任	連絡担当
	〃 〃 道路企画課 事業推進班	主査	副担当
市町	神戸市 建設局 道路工務課	係長	副担当
財団	（公益財団）兵庫県まちづくり技術センター まちづくり推進部 市町 支援課	課長	副担当
	（公益財団）兵庫県まちづくり技術センター まちづくり推進部 市町 業務課	＝	副担当
高速 道路 会 社	西日本高速道路株式会社 関西支社 神戸高速道路事務所 統括課	課長	
	阪神高速道路株式会社 保全交通部 保全計画課		担当
	〃 神戸管理・保全部 保全管理課		担当
	本州四国連絡高速道路株式会社 神戸管理センター 計画課	課長	副担当

兵庫県道路メンテナンス会議 本会議名簿

幹事

	所 属	役職	備考
国	国土交通省 近畿地方整備局 兵庫国道事務所	副所長	幹事長
	〃 〃 姫路河川国道事務所	副所長	副幹事長
	〃 〃 豊岡河川国道事務所	副所長	副幹事長
県	兵庫県 土木部 技術企画課 県土政策班	主幹	
	〃 土木部 道路企画課 事業推進班	班長	
	〃 〃 道路保全課 保全班	主幹（橋梁担当）	副幹事長
	〃 〃 道路街路課 街路班	班長 主幹	
市町	神戸市 建設局 道路工務課	係長	
	西宮市 土木局 道路部 道路補修課	係長	
	川西市 土木部 道路整備課	課長 （道路補修担当）	
	高砂市 都市創造部 土木建設室 道路公園課	課長	
	三木市 都市整備部 道路河川課	課長	
	福崎町 まちづくり課	課長	
	相生市 建設農林部 都市整備課	課長	
	朝来市 都市整備部 建設課	課長	
	丹波市 建設部 道路整備課	課長	
	南あわじ市 産業建設部 建設課	係長	
	洲本市 都市整備部 建設課	係長	
財団	（公益財団）兵庫県まちづくり技術センター まちづくり推進部 市町計画課 市町支援課	課長	
公社	兵庫県 道路公社 技術部 保全課	課長	
	神戸市道路公社 道路管理部 管理課	係長	
高速 道路 会社	西日本高速道路株式会社 関西支社 神戸高速道路事務所 統括課	課長	
	阪神高速道路株式会社 神戸管理・保全部 保全管理課	担当課長 保全 工事担当部長	副担当
	本州四国連絡高速道路株式会社 神戸管理センター 計画課	課長	